

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
コンフォートファイオーレ船橋

運営規程

(介護予防) 認知症対応型高齢者グループホーム運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、株式会社コンフォートが運営する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の運営及び利用について必要な事項を定め、利用者の自立した生活を地域社会において営むことができるように、円滑な事業の運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護は、介護保険法等の関係法令の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 事業者は指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者ご家族 地域住民の代表者、市区町村、民生委員、地域包括支援センター職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等で構成される協議会（運営推進会議）を設置し、おおむね2か月に1回程度運営推進会議からの必要な要望、助言等を聞く機会を設けるものとする。
- 4 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 5 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 6 常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 コンフォートフィオーレ船橋
- (2) 所在地 千葉県船橋市栄町1-6-24

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。なお、変更が生じた場合には、その変更について年1回必要な届け出を行う。

- (1) 管理者 基準に定められた人員（管理者の員数に定めはない）
管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
- (2) 計画作成担当者 基準に定められた人員
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）を作成するとともに、連携する

介護老人福祉施設等との連絡・調整を行う。

- (3) 介護職員 基準に定められた人員
介護職員は、介護計画に基づき、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。
- (4) 夜間対応職員 基準に定められた人員
夜勤者（不寝者対応）により夜間の管理体制を図る。

(利用定員)

第6条 利用定員は、18名とする。

共同生活住居（絆）9名、共同生活住居（縁）9名

(介護の提供内容)

第7条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 相談、援助

(介護計画の作成等)

第8条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、個別に介護計画を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更には、利用者又はその家族に対し、当該計画の内容を面談の上説明し、利用者の同意を得て交付する。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。
- 4 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束は行わない。

(利用料等)

第9条 本事業が提供する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、その額の各負担割合に応じることとする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

※生活保護受給の方は、別紙参照。

- (1) 敷金 157,000円（入居時）
 - (2) 家賃 78,500円／月
 - (3) 食材料費 37,500円／ ※毎月の日数で日割り計算をします
 - (4) 光熱水費 25,000円／月
 - (5) その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる日用品費は実費
- 2 月の中途における入居または退居については日割り計算とする。
 - 3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、銀行口座振替によって指定期日までに受けるものとする。なお、介護サービス費は当月末締め翌月払い、家賃、食費、

光熱水費、は前払いとします。

(入退居に当たっての留意事項)

第 10 条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の対象者は、要支援 2 又は要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- (2) 自傷他害のおそれがないこと。
- (3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。

3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(秘密の保持)

第 11 条 事業者は、業務上知り得た契約者、利用者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する警察や検察等捜査機関からの命令による場合並びに別に定める文書(情報提供同意書)により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿するものとする。

2 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(苦情処理)

第 12 条 利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事業関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(衛生管理)

第 13 条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 職員は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

第 14 条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じた時は、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(身体的拘束等)

第 15 条 事業所は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないこととする。また、万が一、身体拘束を行わざるを得ない場合には、その態様及び時

間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとする。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第 16 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止又は再発防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底すること
- (2) 虐待防止のための指針を整備すること
- (3) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の定期的な実施
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと
- (5) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (6) 成年後見制度の利用支援

2 職員は、利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待を行ってはならない。

- (1) 殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為。
- (2) 食事を与えないこと。
- (3) 利用者の健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- (4) 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (5) 現に受けているサービスが受けられない旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
- (6) 性的な嫌がらせをすること。
- (7) 当該利用者を無視すること。

(災害、非常時への対応)

第 17 条 非常災害に備えて、非常災害に関する具体的計画（消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画）を作成し、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策に万全を期すとともに、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。そのうち、年 1 回以上は総合訓練を実施する。

2 前項の訓練は、可能な限り消防団や地域住民と連携して行うよう努める。

3 管理者は従業者に対し、火災等の災害発生時に地域の消防機関へ速やかに通報する体制及び消火・避難等の際の消防団や地域住民との連携方法について周知徹底する。

(感染症対策)

第 18 条 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、対策委員会に随意見直すこと。

(2)感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会をおおむね3か月に1回以上開催する。

(3)その他関係通知の遵守、徹底

(継続的なサービス提供体制の構築)

第19条 事業所において、第17条及び第18条による事態が発生した場合を想定して、可能な限りサービスが継続的に提供できる体制を整えるため、業務継続計画等の策定を行い、これに基づく研修の実施及び訓練(シミュレーション)を実施する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第20条 安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために事故発生防止の指針を定め、事故を防止するための体制を整備する。

2 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに船橋市、利用者の家族等に対して連絡及び報告を行う等必要な措置を講じるものとする。

3 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

4 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第21条 厚生労働省が定める事業者にかかる情報の開示を法人・施設のホームページ等において行うものとする。

2 従事者の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。

(1)採用時研修 採用後1か月以内

(2)継続研修 年6回以上

3 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、その他必要な記録、帳簿を整備する。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社コンフォートと事業所との協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規程は、西暦2019年4月1日から施行する。

西暦2021年4月1日より、本改正版を施行する。

西暦2021年7月20日より、本改正版を施行する。

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
コンフォートフィオーレ船橋

重要事項説明書

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護

コンフォートフィオーレ船橋 重要事項説明書

1. 事業者が提供する相談窓口

電話 047-431-0177

担当 管理者

☆ ご不明な点はお問い合わせ下さい。

☆ 相談がある場合には、必ず事前にご連絡をお願いいたします。

2. 事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類

種類 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護

事業所名称 コンフォートフィオーレ船橋

所在地 千葉県船橋市栄町1丁目6番24号

介護保険事業者番号 1290900644

(2) 従業員の員数 (令和 年 月 日現在)

職種	配置人員	勤務時間	業務内容
管理者	名	9:00~18:00	事業所の管理運営
計画作成担当者	名 (介護職兼務)	9:00~18:00	認知症対応型共同生活介護 計画の作成
介護職員(常勤)	名	7:00~16:00 9:00~18:00 10:30~19:30 17:00~10:00	利用者の介護業務
介護職員(非常勤)	名	上記就業時間におけるシフト勤務	

(3) 営業時間等

営業時間 年中無休

登録定員 9名(絆) 9名(縁) 合計18名

(4) 設備の概要

敷地および建物

- ① 敷地 531.90 m²
- ② 構造 木造地上2階建（準耐火建築）
- ③ 延べ床面積 466.06 m²
- ④ 定員 18名、全室個室

主な設備

- ① トイレの数 : 6か所
- ② 浴室 : 2か所
- ③ リビング : 2か所（食事の場所、居間、台所兼）

(5) 運営方針

- ①社会福祉を行う上での使命の一つである『地域貢献』の重要性を職員に浸透させ、事業所全体で能動的かつ積極的な取り組みを実践し、町内会や社会福祉関連団体等との相互連携・相互協力により、地域コミュニティの活性化に貢献する。
- ②住み慣れた地域の中で生活を継続しているという気持ち、自宅と変わらない生活をしているという気持ちを常に利用者に持って頂けるよう工夫し、利用者本位の支援を行っていく。ご家族様や、地域との交流も大切にし、利用者が積極的に外部と交流できる場をつくり、孤立しないよう努める。
- ③認知症ケアに諦めずに取り組み、常に先進的な知識の習得実行検証を重ねていく。さらには認知症の進行の緩和を図ることに努め、認知症に対する先行研究をレビューし、独自のケア体系を構築し、安心・安全で快適なグループホームを運営していく。
- ④認知症の知識及び接遇の技術を特に重視しながら、サービス提供を行っていく。利用者を集団の中での個という観点でみるのではなく、それぞれが独立した人格を持つ尊重すべき歴史と経験を持たれていることに配慮した自己決定権を尊重し、一人ひとりの状況や能力に応じた介護サービスを提供し、安心・安全な環境とケアに努め、住みやすい事業所をめざしていく。また、近隣を含めた地域との交流・不活発症候群等を防ぐ活動量の確保・サーガディアンリズム（ブライトケアを中心とした、味覚、嗅覚、触覚、聴覚を通して脳に刺激を与える）を考慮したケアを、確かな根拠をもって行っていく。
- ⑤サービスの提供に当たっては、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものにならないよう配慮して行うこととする。
- ⑥サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はそのご家族に対し、サービス提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこととする。
- ⑦サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する

行為を行わないこととする。

⑧前項の身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとする。

⑨当事業所は自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図る。

サービス提供の開始にあたって、予め、利用者又はその家族に対して、「第三者評価の実施の有無」、「実施した直近の年月日」、「実施した評価機関の名称」、「評価結果の開示状況」の説明を行うこととする。

第三者評価の実施の有無：

第三者評価機関：

実施した直近の年月日：

評価結果の開示状況：

⑩当事業所は、正当な理由なくサービスの提供を拒まないこととする。

3. サービス内容

入浴の介助

利用者の体調やご希望に応じてできるだけ多くの回数の入浴介助又は清拭を行います。

排泄の介助

利用者の心身の状況に応じて、おむつ交換、トイレ誘導等必要な介助を行います。

食事の提供及び介助

食事に関しては、健康促進のバランスをふまえ、認知症予防に科学的根拠のある効果的な食材や栄養素を多く含む食材を使用した食事を、利用者と安全を配慮した上で一緒に調理し、提供していきます。日常の食事を、穏やかで家庭的なものにしたり、本格的な食事イベントを定期的で開催したりして、少しでも楽しんでいただけるよう、最大限のパフォーマンスができるよう努めます。普段の食材の買い出しには、利用者ご同行のもと、お買い物に行き、ストアのスタッフの方とも交流を深め、親しみの場となるよう努めます。利用者に安心して食事を楽しんでいただく為に、食材管理から配膳までのマニュアルを作成して食中毒等の予防対策を徹底するとともに、万が一食中毒等が発生した場合の対応や再発防止についても十分な対策を講じます。また事業所の衛生環境を維持する為に保健機関等に対して積極的に相談し、指導または助言を仰ぎます。

その他の日常生活上の援助

離床、着替え、整容等利用者の心身等の状況に応じた日常生活上の援助を行います。

相談及び援助

常に利用者の心身の状況及び、その置かれている環境等の把握に努め、利用者又はそのご家族に対し、適切に相談に応じるとともに必要な助言、援助を行います。

健康管理

常に利用者の心身の状況を把握し、医療ニーズの高い利用者様の急な状態の変化に備えて、必要な際にはすぐに助力を得られるように、多くの地域の医療機関等に協力病院となつていただく為の関係構築に努めます。複数の疾病にも対処する為複数の診療科の医師に協力を要請するべく、医療機関等との連携体制の構築をし、医療機関等との「協働」の為に利用者様の個人情報保護に十分留意したうえで、定期的な情報共有を図ります。

社会生活上の便宜の提供

利用者が日常生活を営む上で、必要な行政機関に対する手続等について、利用者又はそのご家族が行うことが困難である場合は、利用者又はご家族の同意を得て、代わって行います。

4. 利用料金

(1) 介護保険給付対象サービス

介護サービス費の各負担の割合に応じてご負担して頂きます。介護度によって料金が異なります。介護サービス費は、当月末締め翌月払いとさせていただきます。

※別紙参照

(2) 介護保険給付外サービス

介護保険給付外サービス	料金
敷金	157,000 円 (家賃 2 か月分)
家賃	1 か月 : 78,500 円
食費	1 か月 : 37,500 円 ※毎月の日数で日割り計算します
光熱水費	1 か月 : 25,000 円 (電気、ガス、水道)
合計	141,000 円

※敷金に関しましては、ご入居時に請求させていただきます。

尚、退去時に清算が発生しない場合においては、返金させていただきます。

※家賃に関しては、居室に荷物が搬入された日から搬出された日までが家賃の算定される期間となります。

※光熱水費に関しては、入居日から退去日までが光熱水費の算定される期間となります。

※家賃、食費、光熱水費は前払いとさせていただきます、食費の欠食による差額は当月末締め翌々月にご清算させていただきます。

※入居・退去に関わる家賃、光熱水費のご精算は日割り計算にて行います。

※外出等で食事を欠食される場合は 3 日前までにお申し出下さい。(例：木曜日に外出の場合は月曜日までに)

※ご入院の場合は翌日の朝食より欠食扱いとなります。

※ご入院中においても家賃・光熱水費はいただきます。

(3) 利用料金の支払方法

ご利用料金の支払い方法

料金・費用は翌月の15日までに請求書を発行いたしますので、27日にご指定口座からの自動引落でお支払いいただきます。

5. 利用にあたっての留意事項

面会時間	面会時間 9:00~18:00 ご来訪者は、必ず職員へお声を掛けて頂き、面会簿にご記入下さい。 上記のお時間以外でご希望がある場合は予めご連絡ください。 *感染症の発生時期等は、制限を行う可能性があります。
外泊・外出	外泊または外出される場合には、事前にご相談下さい。
居室、設備、器具の利用	事業所内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償して頂く場合がございます。
喫煙・飲酒	事業所内での喫煙・飲酒はご相談ください。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
保険証等の管理	事務室にて管理いたします。
金銭管理	金銭・通帳等の預かり・管理は行いません。 又、居室内への金銭及び通帳・有価証券・印鑑・貴金属類等のお持込はご遠慮下さい。
ご家族の協力	医療機関受診時は、ご家族の付き添いをお願いする場合がございます。
所持品の持ち込み	その都度ご相談下さい。
ペット	禁止とします。
防火管理	防火管理所上、マッチ・ライター等の居室内でのご使用はご遠慮下さい。
洗濯	利用者の衣類は洗濯機・乾燥機を使用致します。縮みやすい物・傷みやすい物は出来るだけご遠慮下さい。 又、薬品により、消毒が必要な場合があります色落ちする場合があります。
職員に対する心づけ等	当事業所では職員に対する金品等の心づけはお断りしております。

6. 協力医療機関・バックアップ施設等

医療機関等の名称	所在地	診療科等
南浜ファミリークリニック	千葉県船橋市南本町 6-5	内科・皮膚科・人工透析
船橋二和病院	千葉県船橋市二和東 5 丁目 1 番 1 号	循環器科・消化器科・透 析科・リハビリテーショ ン科・整形外科・泌尿器 科・精神科・皮膚科・耳 鼻咽喉科・眼科・救急外 来
エバト歯科医院	千葉県船橋市宮本 1-21-10-203	口腔ケア・義歯調整

7. 秘密の保持

利用者及びそのご家族に関する秘密の保持について	事業者及び事業者の従業員は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びそのご家族に関する秘密を正当な利用なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
-------------------------	--

8. 相談窓口、苦情対応

当施設相談窓口	電話番号：047-431-0177
	F A X : 047-431-0178
	受付担当者：管理者
	解決担当者：管理者
	受付時間 9：00~18：00
保険者窓口	担当：船橋市健康福祉局福祉サービス部指導監査課指導監査第二係
	電話番号：047-404-2712
	時間：平日の9：00~17：00
国民健康保険団体	窓口：千葉県国民健康保険団体連合会介護保険課苦情処理係
	電話番号：043-254-7428
	時間：平日の9：00~17：00

9. 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、船橋市（保険者）、利用者の家族等に連絡及び報告を行うとともに、必要な措置を講じます。

10. 非常災害対策

防災時の対応	非常災害マニュアルに沿って、迅速に対応します。
防災設備	防災監視盤（非常警報設備）・スプリンクラー・避難通路 避難階段・防火扉・防火シャッター・消火器
防災訓練	年2回以上の地震・火災訓練を実施。（夜間想定も含む）
防火管理責任者	

※備蓄食料については、利用者18名、職員7名の3日分を確保しています。

11. 認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）計画

認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）計画について	認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）サービスは、利用者一人一人の人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、日常生活を送ることができるよう支援するものです。利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、利用者と協議のうえで、認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症共同生活介護）計画を定めます。計画の内容は書面に記載して利用者に説明し同意を得たうえ交付します。
--------------------------------------	---

12. 教育研修

（1）技術面の研修について

技術面の研修プログラムは、介助技術の向上だけでなく、その技術の理屈と本質を理解する為の知識研修や転倒などを防ぐ為の介護予防研修、緊急時の対応研修など内部研修だけでも幅広い研修プログラムを実施するが、更に外部研修にも積極的に参加ができる偏りのない総合的な知識・能力を学べるようなプログラムを構築していく。尚、外部研修に関しては感染症に留意し、情勢を鑑みて決定をしていく。

（2）ビジネスマナー等の研修について

ビジネスマナーなどの研修プログラムは、入社時のマナー研修、会社概要、理念、介護法令、身体拘束廃止、高齢者虐待などの基本的な研修を行い、利用者が心地よく暮すことが出来るよう行う。

また、利用者に対するホスピタリティの精神や尊敬の念を忘れない為にもマナー研修は徹底して継続的に行っていく。

その上で、自分の役割と責任を理解し、それを諦めずに実行していきます。

その為に、まず組織構造を理解して、組織全体のそれぞれの役割と責任を理解し、自分自身の役割と責任を明確にさせ、その役割と責任をどうしたら果すことが

できるのかを常に考え、全職員対象に研修を行っていく。

(3) 年間研修計画

毎月1回以上、勉強会を開催。

(4) 委員会

人権擁護・虐待防止、身体拘束廃止、事故対策、レクリエーション、感染症対策、教育の各委員会を発足し、加えてユニット会議、管理者会議、勉強会を定期的に開催。

13. 運営推進会議

- (1) 認知症対応型共同生活介護が地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。なお、運営推進会議の開催は、おおむね2ヶ月に1回以上とする。
- (2) 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者ご家族 地域住民の代表者、市区町村、民生委員、地域包括支援センター職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等で構成する。
- (3) 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流とする。
- (4) 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

14. 法人概要

名 称	株式会社コンフォート
代 表 者	河上信弘
本 部 所 在 地	東京都葛飾区柴又5丁目8番13号
定款記載事業	(記載略)

コンフォートフィオーレ船橋の利用に当たり、利用者に対して契約書及び本書面で重要な事項について説明を行いました。

事 業 者	【事業者名】	株式会社コンフォート	【事業者番号】	1290900644
	【事業所住所】	コンフォートフィオーレ船橋 千葉県船橋市栄町1-6-24		
	【代表者】	河上 信弘	印	
	【説明者】		印	

私は、契約書及び本書面により、事業者からコンフォートフィオーレ船橋についての重要事項の説明を受け同意しました。

署名日 西暦 年 月 日

利用者甲

住 所

氏 名

印

身元引受人

住 所

氏 名

印

代理人（続柄： ）

住 所

氏 名

印

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 コンフォートフィオーレ船橋

重要事項説明書 別紙

介護保険給付対象サービス 料金表 1 割負担分

西暦2024年6月1日現在

		単位数 (1日当たり)	自己負担額 (1日当たり)	自己負担額 (30日当たり)	
介護 保険 給付 サー ビス	認知症対応型共同 生活介護費Ⅱ	要支援2	749 単位	790 円	23,684 円
		要介護1	753 単位	794 円	23,810 円
		要介護2	788 単位	831 円	24,917 円
		要介護3	812 単位	856 円	25,676 円
		要介護4	828 単位	873 円	26,182 円
		要介護5	845 単位	891 円	26,719 円
	初期加算 (入居から30日間)		30 単位	32 円	949 円
	口腔衛生管理体制加算		30 単位/月	—	32 円
	医療連携管理体制加算Ⅰハ (要介護の方のみ)		37 単位	39 円	1,170 円
	退居時相談援助加算 (1回を限度)		400 単位	422 円	—
	退居時情報提供加算		250 単位	264 円	—
	入院時費用加算 (1ヶ月に6日まで)		246 単位/日	260 円	1,556 円
	夜間支援体制加算 (Ⅱ)		25 単位	27 円	791 円
	協力医療機関連携 加算	Ⅰ	100 単位/月	—	106 円
		Ⅱ	40 単位/月	—	43 円
	生活機能向上連携 加算	Ⅰ	100 単位	—	106 円
		Ⅱ	200 単位	—	211 円
	認知症専門ケア加 算	Ⅰ	3 単位	4 円	95 円
		Ⅱ	4 単位	5 円	127 円
	認知症チームケア 推進加算	Ⅰ	150 単位/月	—	159 円
		Ⅱ	120 単位/月	—	127 円
	高齢者施設等感染 対策向上加算	Ⅰ	10 単位/月	—	11 円
		Ⅱ	5 単位/月	—	6 円
新興感染症等施設療養費 (連続する5日を限度)		240 単位/日	253 円	1,265 円	
生産性向上推進体 制加算	Ⅰ	100 単位/月	—	106 円	
	Ⅱ	10 単位/月	—	11 円	
サービス提供体制 強化加算	Ⅰ	22 単位	24 円	696 円	
	Ⅱ	18 単位	19 円	570 円	
	Ⅲ	6 単位	7 円	190 円	
口腔・栄養スクリーニング加 算 (6ヶ月に1回)		20 単位/回	—	21 円	
若年性認知症利用者受入加算		120 単位	127 円	3,795 円	
栄養管理体制加算		30 単位/月	—	32 円	

科学的介護推進体制加算		40 単位/月	—	43 円
看取り介護加算	死亡日以前31日以上 45日以内	72 単位/日	76 円	—
	死亡日以前4日以上 30日以内	144 単位/日	152 円	—
	死亡日以前2日又は3 日以内	680 単位/日	717 円	—
	死亡日	1,280 単位/日	1,350 円	—
介護職員等処遇改善加算Ⅱ		上記のうち算定された 単位数に17.8%を乗じ た単位数	※	

※処遇改善加算として事業者が受け取る費用については、中間搾取することなく、介護職員に全額手渡す算定ルールになっております。こうした形でご負担をお願いすることで、人材を確保して、適正なサービスを保つという意味があり、これは単純に職員の給与改善という意味にとどまらず、適切な労働対価を支払い、適切なサービスの質を保つための費用であります。

◎加算に関しては、その時の職員体制等により算定が出来るもののみ請求いたします。

上記、介護報酬の改定に伴う料金表の変更について、説明を受けました。

西暦 年 月 日

お客様氏名 _____ 印

身元引受人氏名 _____ 印

代理人様氏名 _____ 印

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 コンフォートフィオーレ船橋

重要事項説明書 別紙

介護保険給付対象サービス 料金表 2 割負担分

西暦2024年6月1日現在

		単位数 (1日当たり)	自己負担額 (1日当たり)	自己負担額 (30日当たり)	
介護 保険 給付 サー ビス	認知症対応型共同 生活介護費Ⅱ	要支援2	749 単位	1,579 円	47,367 円
		要介護1	753 単位	1,588 円	47,620 円
		要介護2	788 単位	1,661 円	49,833 円
		要介護3	812 単位	1,712 円	51,351 円
		要介護4	828 単位	1,746 円	52,363 円
		要介護5	845 単位	1,782 円	53,438 円
	初期加算 (入居から30日間)		30 単位	64 円	1,898 円
	口腔衛生管理体制加算		30 単位/月	—	64 円
	医療連携管理体制加算Ⅰハ (要介護の方のみ)		37 単位	78 円	2,340 円
	退居時相談援助加算 (1回を限度)		400 単位	844 円	—
	退居時情報提供加算		250 単位	527 円	—
	入院時費用加算 (1ヶ月に6日まで)		246 単位/日	519 円	3,112 円
	夜間支援体制加算 (Ⅱ)		25 単位	53 円	1,581 円
	協力医療機関連携 加算	Ⅰ	100 単位/月	—	211 円
		Ⅱ	40 単位/月	—	85 円
	生活機能向上連携 加算	Ⅰ	100 単位	—	211 円
		Ⅱ	200 単位	—	422 円
	認知症専門ケア加 算	Ⅰ	3 単位	7 円	190 円
		Ⅱ	4 単位	9 円	253 円
	認知症チームケア 推進加算	Ⅰ	150 単位/月	—	317 円
		Ⅱ	120 単位/月	—	253 円
	高齢者施設等感染 対策向上加算	Ⅰ	10 単位/月	—	21 円
		Ⅱ	5 単位/月	—	11 円
	新興感染症等施設療養費 (連続する5日を限度)		240 単位/日	506 円	2,530 円
	生産性向上推進体 制加算	Ⅰ	100 単位/月	—	211 円
		Ⅱ	10 単位/月	—	21 円
サービス提供体制 強化加算	Ⅰ	22 単位	47 円	1,392 円	
	Ⅱ	18 単位	38 円	1,139 円	
	Ⅲ	6 単位	13 円	380 円	
口腔・栄養スクリーニング加 算 (6ヶ月に1回)		20 単位/回	—	42 円	
若年性認知症利用者受入加算		120 単位	253 円	7,589 円	
栄養管理体制加算		30 単位/月	—	64 円	

科学的介護推進体制加算		40 単位/月	—	85 円
看取り介護加算	死亡日以前31日以上 45日以内	72 単位/日	152 円	—
	死亡日以前4日以上 30日以内	144 単位/日	304 円	—
	死亡日以前2日又は3 日以内	680 単位/日	1,434 円	—
	死亡日	1,280 単位/日	2,699 円	—
介護職員等処遇改善加算Ⅱ		上記のうち算定された 単位数に17.8%を乗じ た単位数	※	

※処遇改善加算として事業者が受け取る費用については、中間搾取することなく、介護職員に全額手渡す算定ルールになっております。こうした形でご負担をお願いすることで、人材を確保して、適正なサービスを保つという意味があり、これは単純に職員の給与改善という意味にとどまらず、適切な労働対価を支払い、適切なサービスの質を保つための費用であります。

◎加算に関しては、その時の職員体制等により算定が出来るもののみ請求いたします。

上記、介護報酬の改定に伴う料金表の変更について、説明を受けました。

西暦 年 月 日

お客様氏名 _____ 印

身元引受人氏名 _____ 印

代理人様氏名 _____ 印

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 コンフォートフィオーレ船橋

重要事項説明書 別紙

介護保険給付対象サービス 料金表 3 割負担分

西暦2024年6月1日現在

		単位数 (1日当たり)	自己負担額 (1日当たり)	自己負担額 (30日当たり)	
介護 保険 給付 サー ビス	認知症対応型共同 生活介護費Ⅱ	要支援2	749 単位	2,369 円	71,050 円
		要介護1	753 単位	2,381 円	71,430 円
		要介護2	788 単位	2,492 円	74,750 円
		要介護3	812 単位	2,568 円	77,027 円
		要介護4	828 単位	2,619 円	78,544 円
		要介護5	845 単位	2,672 円	80,157 円
	初期加算 (入居から30日間)		30 単位	95 円	2,846 円
	口腔衛生管理体制加算		30 単位/月	—	95 円
	医療連携管理体制加算Ⅰハ (要介護の方のみ)		37 単位	117 円	3,510 円
	退居時相談援助加算 (1回を限度)		400 単位	1,265 円	—
	退居時情報提供加算		250 単位	791 円	—
	入院時費用加算 (1ヶ月に6日まで)		246 単位/日	778 円	4,668 円
	夜間支援体制加算 (Ⅱ)		25 単位	79 円	2,372 円
	協力医療機関連携 加算	Ⅰ	100 単位/月	—	317 円
		Ⅱ	40 単位/月	—	127 円
	生活機能向上連携 加算	Ⅰ	100 単位	—	317 円
		Ⅱ	200 単位	—	633 円
	認知症専門ケア加 算	Ⅰ	3 単位	10 円	285 円
		Ⅱ	4 単位	13 円	380 円
	認知症チームケア 推進加算	Ⅰ	150 単位/月	—	475 円
		Ⅱ	120 単位/月	—	380 円
	高齢者施設等感染 対策向上加算	Ⅰ	10 単位/月	—	32 円
		Ⅱ	5 単位/月	—	16 円
新興感染症等施設療養費 (連続する5日を限度)		240 単位/日	759 円	3,795 円	
生産性向上推進体 制加算	Ⅰ	100 単位/月	—	317 円	
	Ⅱ	10 単位/月	—	32 円	
サービス提供体制 強化加算	Ⅰ	22 単位	70 円	2,087 円	
	Ⅱ	18 単位	57 円	1,708 円	
	Ⅲ	6 単位	19 円	570 円	
口腔・栄養スクリーニング加 算 (6ヶ月に1回)		20 単位/回	—	63 円	
若年性認知症利用者受入加算		120 単位	380 円	11,384 円	
栄養管理体制加算		30 単位/月	—	95 円	

科学的介護推進体制加算		40 単位/月	—	127 円
看取り介護加算	死亡日以前31日以上 45日以内	72 単位/日	228 円	—
	死亡日以前4日以上 30日以内	144 単位/日	456 円	—
	死亡日以前2日又は3 日以内	680 単位/日	2,151 円	—
	死亡日	1,280 単位/日	4,048 円	—
介護職員等処遇改善加算Ⅱ		上記のうち算定された 単位数に17.8%を乗じ た単位数	※	

※処遇改善加算として事業者が受け取る費用については、中間搾取することなく、介護職員に全額手渡す算定ルールになっております。こうした形でご負担をお願いすることで、人材を確保して、適正なサービスを保つという意義があり、これは単純に職員の給与改善という意味にとどまらず、適切な労働対価を支払い、適切なサービスの質を保つための費用であります。

◎加算に関しては、その時の職員体制等により算定が出来るもののみ請求いたします。

上記、介護報酬の改定に伴う料金表の変更について、説明を受けました。

西暦 年 月 日

お客様氏名 _____ 印

身元引受人氏名 _____ 印

代理人様氏名 _____ 印